

公 告

下記のとおり一般競争入札を実施する。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達には「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。なお、当該システムへは東北財務局のホームページ(<http://tohoku.mof.go.jp/>)からリンクも可能である。また、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 (H30)八橋住宅(2号棟)外壁改修その他工事監理業務
- (2) 委託業務場所 秋田県秋田市寺内蛭根一丁目201-23
- (3) 委託業務の対象とする工事名称及び工事内容
工事名称 (H30)八橋住宅(2号棟)外壁改修その他工事
工事内容 既存RC造共同住宅の外壁改修工事(秋田市内:1住宅1棟)
- (4) 委託業務期間 契約締結の日から委託業務の対象とする工事目的物の引き渡しを受ける日まで。
(ただし、委託業務の対象とする工事の工期は、工事契約後決定から平成31年1月21日まで)
- (5) 証明書等の受領期限 平成30年6月26日(火)16時00分
- (6) 入札書の受領期限 平成30年6月27日(水)16時00分
- (7) 開札の日時及び場所 平成30年6月28日(木)11時00分
宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟6階 東北財務局第3会議室
- (8) (5)～(7)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成29・30年度の当局の競争参加資格審査の結果、次のいずれかの等級決定通知を受けた者。
(業種の区分) 建設コンサルタント (等級) B又はC
(業種の区分) 建築士事務所 (等級) B又はC
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認めるものを含む)であること。
- (6) 次の事項に該当することにより、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - ①当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反すること。
 - ②同担当官が行った入札の落札者となりながら、正当な理由がなく契約を締結しなかったこと。
 - ③同担当官が行った入札に際して不正又は不誠実な行為をしたこと。
 - ④経営の状況又は信用度が極度に悪化し、適正な契約の履行が確保されないと認められること。
- (7) 本件入札に関する説明を受けた者であること。
- (8) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

4. 入札事項等説明、契約条項を示す場所及び期間

日 時：平成30年6月26日(火)まで 9時から12時及び13時から17時(最終日は16時まで)
ただし、土曜日及び日曜日を除く。

場 所：宮城県仙台市青葉区本町3-3-1仙台合同庁舎B棟7階 東北財務局管財部統括国有財産管理官(一)

5. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(1円未満の端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

6. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除。
契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。

7. 入札の無効

競争参加の資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 契約書の作成

契約書の作成を要する。

9. 質疑応答

質問書の提出方法及び回答方法は入札説明書による。

以上公告する。

平成30年6月11日

支出負担行為担当官
東北財務局総務部長

安藤 嘉昭